

香川県障害福祉相談所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第6号

香川県障害福祉相談所規則の一部を改正する規則

香川県障害福祉相談所規則（平成18年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 療育手帳に関する業務を行うこと。</u></p> <p>(6) 略</p> <p><u>(組織及び業務分掌)</u></p> <p>第3条 <u>相談所に、成人課及び子ども課を置く。</u></p> <p>2 <u>成人課の分掌業務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 予算及び決算に関すること。</u></p> <p><u>(2) 会計に関すること。</u></p> <p><u>(3) 職員の服務及び給与に関すること。</u></p> <p><u>(4) 文書の收受、発送及び保存に関すること。</u></p> <p><u>(5) 財産の管理に関すること。</u></p> <p><u>(6) 前条第2号及び第3号に規定する業務並びに同条第5号に規定する業務（子ども課の所掌に属するものを除く。）を行うこと。</u></p> <p><u>(7) その他子ども課の所掌に属さない業務に関すること。</u></p> <p>3 <u>子ども課の分掌業務は、前条第1号及び第4号に規定する業務並びに同条第5号に規定する業務（知的障害のある児童に係るものに限る。）とする。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条～第8条 略</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 相談所の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>第4条～第7条 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。